平成２７年１月３０日

各　　　位

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　山崎　秀夫

一般競争入札公告

平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気設備保安管理等業務について、一般競争入札を行いますので、希望の向きは下記事項を了知のうえ、参加されますよう公告いたします。

記

１．競争に付する事項
「平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気設備保安管理等業務」

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条又は予決令第71条に該当しない者であること。
（２）平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」の「A」、「B」、「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（３）次の事項に該当する者は競争に参加することができない。
① 経営状態が著しく不健全であると認められる者
② 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に未加入であり、該当する制度の保険料に滞納がある者
（４）この一般競争に参加を希望する者は、「入札説明書」４の競争参加資格を有することを証明する書類（別紙-３）を平成２７年２月１８日（水）午前１１時までに提出しなければならない。

３．入札注意書及び契約条項を示す場所
　長野市中御所１－２２－１
　長野労働局　総務部総務課　会計第一係　綿貫

４．入札の日時及び場所
（１）日時：平成２７年２月２０日（金）　１１時００分
（２）場所：長野市中御所１－２２－１
　　　　　　長野労働総合庁舎４階　情報公開室

５．入札方法
　入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　なお、入札書には年間の総額を記載することとし、内訳を添付すること。

６．契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
　日本語及び日本通貨に限る。
７．その他
（１）入札保証金及び契約保証金
　　入札保証金：会計法第２９条の４但し書により免除とする。
　　契約保証金：会計法第２９条の９但し書により免除とする。
（２）入札者に要求される事項
　　この一般競争に参加を希望する者は、本広告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。
　　なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
（３）入札の無効
　　本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
（４）契約書作成の要否
　　契約書の作成を要する。
（５）落札者の決定方法
　　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
　　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
（６）その他詳細は「入札説明書」による。

最低価格落札方式

入　札　説　明　書

平成２７年度長野労働局管内各庁舎

電気設備保安管理等業務

長野労働局総務部総務課

「平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気保安管理等業務」入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官　長野労働局総務部長　山崎　秀夫

２　調達案件

（１）調達件名

「平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気保安管理等業務」

（２）調達件名の仕様

別添仕様書による。

（３）調達件名の特質等

別添仕様書による。

（４）契約期間　　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

３　入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

（1）　入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

（２）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。入札書には年間の総額を記載することとし、内訳を添付すること。

（３）　入札保証金及び契約保証金　免除

４　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第 70 条および第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者

(イ) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過してない者

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（２）次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
（ア）経営状態が著しく不健全であると認められる者。
（イ）商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者。
（ウ）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
（エ）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に未加入であり、該当する制度の保険料に滞納がある者。
（３）平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒380－8572　長野県長野市中御所１－２２－１

長野労働局総務部総務課会計第三係　　Tel　026-223-0550

Fax　026-223-0587

5　入札書の提出場所等
（１）入札の執行
①　入札書の受領期限

平成２７年２月２０日（金）　１１時００分

（郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）
②　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒380－8572　長野県長野市中御所１－２２－１

長野労働局総務部総務課会計第一係　綿貫　Tel 026-223-0550
③　入札書の提出方法

入札書は**別紙-1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に**氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局総務部長　殿**と記載）及び「**２月２０日開札　第〇回　平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気保安管理等業務の入札書在中**」と**朱書**しなければならない。
④　郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「**２月２０日開札　第〇回　平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気保安管理等業務の入札書在中**」の旨**朱書**し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、上記４（２）宛に入札書の受領期限までに送付し、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
（２）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
（３）入札の延期等

入札者が相連合し又は不隠の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（４）代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別紙－2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6　開札

（１）開札の日時及び場所

平成２７年2月２０日（金）１１時０１分

長野市中御所1-22-1　長野労働総合庁舎４階　情報公開室

（２）留意事項

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（３）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、第３回まで再度の入札を行う。

7　その他

（１）　契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）　入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書４の競争参加資格を有することを証明する書類（別紙-3及び5に係る事項）を平成２７年２月１８日（水）午前１１時までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（３）　落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書５（１）又は（２）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書４の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

① 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

（４） 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（５） 支払条件

別紙-4の契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

◎ 様式等

- 別紙－1　入札書作成様式
- 別紙－2　委任状作成様式
- 別紙－3　競争参加資格確認関係書類
- 別紙－4　契約書（案）
仕様書
保安管理業務の細目及び基準
- 別紙―５　誓約書
- 別紙－６　保険料納付に係る申立書

- 別表－１　所在地・設備容量等一覧表
- 別表－２　電力監視システム設置対象庁舎一覧表

- 様 式 １　入札参加適合条件証明書

別紙－1

第　　回入札

入　札　書

「平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気設備保安管理等業務」について、下記金額により入札します。

¥　　　　　　　　　　　.－

平成　　年　　月　　日

（住　　　　所）
（会　社　名）
（代 表 者 名）
（代理人氏名）　　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
　長野労働局総務部長　山崎　秀夫　　殿

別紙－2

委　　任　　状

代理人が使用する印鑑

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、本入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

平成　　年　　月　　日

住　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　山崎　秀夫　　殿

別紙－3

競争参加資格確認関係書類

1　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

2　入札適合条件を満たすことを証した書類
（様式１）

3　労働保険の加入が証明できる書類
（労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、労働保険料納入通知書等）

4　誓約書（別紙５）

提出部数　各１部

別紙－６

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（住　所）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（名　称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　山崎　秀夫　　殿

様式　１

平成　　　年　　　月　　　日

入札参加適合条件証明書

貴部局発注の平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気設備保安管理等業務入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し入札公告に基づき、入札説明書４（１）、（２）の各項目について該当が無いことを証明し、入札に参加いたします。

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　印

（連絡先担当者名）

（連絡先電話番号）

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
山崎　秀夫　殿

別紙４

平成27年度長野労働局管内各庁舎電気設備
保安管理等業務委託契約書

支出負担行為担当官　長野労働局　総務部長　山崎　秀夫（以下「甲」という。）と○○○○　　（以下「乙」という。）とは、甲の保安規定に基づき実施する甲の自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務等（以下「保安管理業務等」という。）の委託について、次のとおり契約する。

（保安管理業務の委託）
第1条　甲は、第2条に掲げる甲の電気工作物の保安管理業務等を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（保安管理業務等の対象）
第2条　甲が委託する保安管理業務の対象となる電気工作物は次のとおりとする。

（1）　事業場の名称　　別表1「所在地・設備容量等一覧表」のとおり
（2）　事業場の所在地　　同上
（3）　需要設備
　　ア、設備容量　　同上
　　イ、受電電圧　　同上
　　ウ、非常用予備発電装置　　同上
（4）発電所　　同上
（5）電力監視システム　　別表2「電力監視システム設置対象庁舎一覧表」のとおり。

（保安管理業務の内容）
第3条　乙は、この契約及び別に定める保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」という。）・仕様書に定めるところにより保安管理業務を実施する。

（手数料等）
第4条　官署支出官　長野労働局長　（以下「官署支出官」という。）は、細目及び基準第1項第1号①に掲げる定例の保安管理業務の手数料として、次の金額　　　　　　　円（内消費税額　　　　　円）を乙に支払うものとする。
（1）この手数料は、乙が保安管理業務を開始した月から適用する。
（2）この手数料は、甲の所定時間内に実施することを原則とする。
（3）手数料の内消費税及び地方消費税は、消費税法第 28 条第1項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出。
2　官署支出官は、甲が乙に細目及び基準第1項第1号②に掲げる定例外の保安管理業務を依頼し行わせた場合には、実費に基づいて算定した手数料を支払うものとする。
3　この契約が変更又は消滅した場合は、必要に応じて第1項の手数料を精算する。

（手数料の支払い及び遅延利息）
第5条　乙は、点検終了後前条第1項の手数料を官署支出官に請求するものとし、官署支出官は、適法な請求書を受理後30日以内に振込で支払うものとする。
2　甲の責に帰すべき事由により契約代金が支払い約定期間内に支払われなかった時には、乙は甲に対して支払い時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ支払い請求金額に対して年率2．9％を乗じた額を遅延利息として請求することが出来る。

（点検等の周期）
第6条　乙が実施する保安管理業務のうち、定期的に行う点検、測定及び試験の周期は、細目及び基準の別表に掲げる設備区分及び点検区分に応じ原則として次のとおりとする。

（1）月次点検　　別表「所在地・設備容量等一覧表」に示す点検周期のとおり
（2）年次点検　　別表2「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより実施する。但し、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。
（3）工事期間中の点検、臨時点検は、保安業務の細目及び基準に定めるところにより実施する。

2　第2条第3号の需要設備又は発電所に使用期間を定めた場合、その休止期間中は前項第1号の点検周期は適用しない。
なお、休止中の需要設備又は発電所を使用する前には臨時点検を実施する。但し、臨時点検は月次及び年次点検を含むものとする。

（実施日の通知等）
第7条　乙は前条の点検等の実施予定日を次の期限までに甲に通知するものとする。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでないものとする。
(1)月次点検は、原則として実施予定日の前日まで。
(2)年次点検は、原則として実施予定日の2週間前まで。
2　甲は、前項の実施予定日を尊重しこれに協力するものとする。但し、やむを得ない理由がある場合は甲乙協議の上、日程を変更する。

（相互の義務）
第8条　甲は、乙が実施する保安管理業務に関し乙に協力するとともに、乙の指導・助言した事項及び乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
2　甲は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安につとめるものとする。
3　甲は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、乙に意見を求めるものとする。
4　甲は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについて乙に指導、助言を求めるものとする。
5　乙は、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。
6　乙は、甲の保安規程に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。

（相互の連絡）
第9条　甲及び乙は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる事項について、細目及び基準第2項に定めるところにより相手方に連絡する。

（連絡責任者等）
第10条　甲は、電気工作物の保安に関する業務のために必要な事項を乙に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するとともに、契約の履行に関して乙との連絡にあてる。
この場合、甲の需要設備の設備容量が 6,000kVA以上であるときは、その連絡責任者は、電気事業法第43条第2項の選任許可基準（「主任技術者制度の運用について（内規）」の1、⑴②イからホに掲げる者）又はそれと同等以上の資格を有する者とする。
2　甲は、前各項の連絡保安責任者に事故があった場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を乙に通知する。
3　甲は、前項に変更が生じた場合は、乙に通知する。
4　甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

（保安業務従事者の資格等）
第11条　乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務従事者」という。）には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び付則第3条に適合する者をあてる。
2　保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助する。

（事業場内の立入り等）
第12条　乙は、保安管理業務を行うため、甲の承諾を得て、甲の事業場に立ち入ることができるものとする。
2　乙は、甲の事業場内に立ち入る際は保安業務従事者であることの証明書を携行するとともに、甲の求めに応じて提示する。

（機密の保持）
第13条　乙は、業務上知り得た甲の情報を、甲の承諾なく他に漏らさないものとする。

（損害賠償の免責）
第14条　乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。
(1)この契約に基づき協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が実施しなかったことにより損害が生じた場合。
(2)甲が法令又はこの契約に違反する行為を行ったことにより損害が生じた場合。

(3) 甲が第9条による甲から乙への連絡を怠ったことにより損害が生じた場合。
(4) 天災地変、設備の自然劣化又は原因不明の欠陥等乙の責めとならない事由により損害が生じた場合。

(点検結果等の確認と記録の保存)
第 15 条　甲は、乙が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務従事者からの報告を受けるものとする。
2　点検結果等に係る次の記録は甲乙双方において原則3年間保存する。
(1) 点検、測定及び試験の記録
ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存する。
(2) 電気事故に関する記録
3　主要電気機器の重要な補修記録は、必要期間保存する。

(記録の調査及び備品等の整備)
第 16 条　乙は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について甲と協議する。
2　甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要となる書類、図面及び備品等を整備保管しておく。
(1) 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等
(2) 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

(契約の変更等)
第 17 条　甲及び乙は、第25条の契約期間内であっても、双方の協議によりこの契約を更改することができる。

第 18 条　乙は契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(契約の解除及び失効)
第 19 条　甲は、乙がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められるときは、ただちにこの契約を解除することができる。
2　乙は、次のいずれかに該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
(1) 甲が電気事業法施行規則第52条第2項の承認を得られない場合。
(2) 甲が手数料の支払いを遅延した場合。
(3) 甲が法令等を遵守せず、乙が保安規程に定められた義務を遂行できないと認められる場合。
(4) 甲がこの契約に違反し保安管理業務を適切に実施できないと認められる場合。
3　保安管理業務の対象となる甲の自家用電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものする。
(1) 電気工作物が廃止された場合。
(2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認が取り消された場合。
(3) 一般用電気工作物となった場合。
(4) 受電電圧が 7,000Vを越える場合。
(5) 発電所の出力が 1,000kW以上となる場合。
(6) 構外にわたる配電線路の電圧が 600Vを越える場合。
4　この契約の期間満了の前に、甲及び乙いずれかの都合により契約を解除するときは、3か月前までに書面によりその旨を相手方に通知する。

第 20 条　甲は乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することが出来る。
1　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
2　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

5　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第21条甲は乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
1　暴力的な要求行為
2　法的な責任を超えた不当な要求行為
3　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
5　その他前各号に準ずる行為

第22条　乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
2　乙は前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての下請負人を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第23条　乙は契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
2　甲は乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは本契約を解除することができる。

第24条　乙は、故意又は過失により、また第19条、第20条及び第22条第2項の規定により甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。
2　前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
3　乙は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

第25条　乙は自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標榜ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約期間）
第26条　この契約の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第27条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
2　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第28条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）　乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第29条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（協議）

第30条　この契約に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議し決める。

2　感染症等の事由により、第2条に定める事業場に立ち入ることが困難な場合については、点検実施日等についてその都度、甲及び乙が協議し決めるものとする。

この契約締結の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙が各1通を保有すること。

平成27年　4月　　日

委託者（甲）

住　所　　長野市中御所1－22－1

氏　名　　支出負担行為担当官

長野労働局　総務部長　　山崎　秀夫

受託者（乙）

住　所

氏　名

仕　様　書

１　目　的

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）が所有する自家用電気工作物の平成２７年度保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図る。

受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

２　保安管理業務件名他

平成２７年度長野労働局管内各庁舎電気設備保安管理等業務

（１）　業務期間

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで

（２）　業務場所及び対象物件、点検頻度等

別表「所在地・設備容量等一覧表」のとおり

３　経営の状況等

（１）経営の状況

「乙」は長野県内において中部近畿産業保安監督部の承認を受けて、電気保安管理業を営み、その間の経営が健全であること。（直近２ヵ年の法人または個人事業税の納税証明書（写しでも可）を添付することとする。）

（２）労働者災害補償保険への加入

「乙」は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。

（３）提供する業務の品質保証

「乙」が「電気保安法人」の場合は保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障を生じないために法人の社内規定等に明確かつ具体的に規定されており、かつ実施結果が確実に反映されるとともに、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

（４）損害賠償の能力

「乙」はこの契約の実施に当って故意または過失によって「甲」または、第三者に与える恐れがある損害（委託者または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有する。（損害賠償保険に加入している場合はその保険証を添付すること。また、加入していない場合は保証能力を証明できる書類、（貸借対照表等）を添付する。）

（５）非常災害時の措置

「乙」は非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保できる体制を整備し「甲」に非常動員体制表を提出する。

４　業務の内容等

（１）保安業務内容

保安管理業務の内容は別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

なお、本仕様書に記載なき事項については、保安規程及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成２５年版）」に準ずる。

（２）再委託の禁止

「乙」は契約した業務の全部または一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、「乙」が個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は「甲」が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することが出来るものとする。

（3）緊急時の対応

「乙」は「甲」に電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず２４時間対応で応急措置をするもの（留守番電話ではないこと）とし、対象事業所へ４５分以内に到達できることとする。

また、非常災害（台風・襲雷・地震等）への体制を提出して、災害時の復旧に協力することとする。

（4）絶縁監視装置の設置

「甲」の指示により「乙」は低圧電路の絶縁（漏電）を監視する為に絶縁監視装置を「乙」の負担で設置し、これを維持管理する。（経済産業省告示第２４９号該当設備）

（5）保安管理業務を行う保安業務担当者の明確化

「乙」は事業所ごとの保安業務担当者の「氏名」「生年月日」「主任技術者免状」の種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを「甲」に対して明らかにすること。

（6）点検結果の報告と記録の保存

「乙」は点検終了後「甲」に点検実施者から報告するとともに記録を保存しなければならないものとする。なお、やむを得ず代理者が行った場合は点検実施者とする。

（7）守秘義務

「乙」は「甲」の業務上等で知り得た情報（個人情報等）を他に漏らしてはならないものとする。

5　安全の管理

（1）安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

（2）単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施する。

（3）保護具、防護具の使用

「乙」は高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならないとし。また、そのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。

（労働安全衛生規則第343条）

「乙」は保護具、防護具を定期的に（６ヶ月に１回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。また、その記録は「甲」の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。（労働安全衛生規則第３５１条）

6　測定器の管理

（1）「乙」が業務に使用する測定機器は業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。

（2）「乙」が業務に使用する次の測定機器は国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

①　交流電圧計　　②　交流電流計　　③）絶縁抵抗計　　④　接地抵抗計

（3）前項の測定機器の校正試験は次表のとおり。

測定機器名	校正試験の周期	備　　考
交流電圧計	1年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	1年	
絶縁抵抗計	1年	
接地抵抗計	1年	

（4）「乙」は校正試験の結果を必要に応じ「甲」に提出すること。また校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示する。

7　保安教育

（1）「乙」は「甲」が行う従業員に対する電気工作物の保安に関する教育、又は、災害その他電気事故が発生した場合の教育訓練について「甲」から要請があれば協力すること。

（2）「乙」は電気工作物の保安に関する講習会を年１回以上開催するものとする。「甲」の従業員は必要に応じて受講できるものとする。

8　電力監視システム

（1）「乙」は別表２「電力監視システム設置庁舎一覧表」に記載された庁舎に電力監視システムを設置すること。

なお、設置及び撤去に関する費用は「乙」の負担とする。

システムに求める機能は下記のとおりとする。

・施設における消費電力値を常時確認できるモニター等を設置すること。

・モニターには、予測値、瞬時の消費電力量が表示され、設定値を超えた場合はアラームが鳴動するものであること。

・計測された数値を、インターネットで閲覧できるものであること。

なお、インターネットで別表２に記載された庁舎をそれぞれ閲覧できる設定を行えるものであること。

（2）「乙」は、運用に関して「甲」及び「甲」の従業員から照会があった場合は速やかに対応すること。また、電力の節電に関し、助言を求められた際も同様とする。

9　その他

（1）経済産業局への申請、届出

「乙」との契約が締結された場合は契約期間の開始日から 10 日以内に「乙」の責任において手続き書類を作成し、中部近畿産業保安監督部長宛に必要な書類を速やかに提出しなければならない。（電気事業法第 42 条第２項、電気事業法施工規則第 52 条２項）

（2）上記（1）の申請が１ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合、「甲」はこの契約を一方的に解除できるものとする。

保 安 管 理 業 務 の 細 目 及 び 基 準

１．保安管理業務の内容

（１）乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ．電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週１回工事期間中の点検（具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

　ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第２４９号第４条の規定により点検は行わないものとします。

エ．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

　この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ．電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ．乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ．電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち会わせます。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ．前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

（２）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア．設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ．設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等。

ウ．事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ．可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの。

オ．発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（３）上記（２）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

２．相互の連絡

（１）甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

ア．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ．安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。

ウ．有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。

エ．電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

オ．感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

②その他連絡する事項

ア．経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ．電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

オ．平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ．非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ．電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ク．委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ．電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ．電気事業者との需給契約を変更する場合。

サ．爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

シ．その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

（２）　乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

ア．乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。

イ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ．その他必要な事項。

３．絶縁監視装置及び機器の設置

（１）経済産業省告示第２４９号第４条第７号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。

（２）電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。

（３）甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。

（４）絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。

（５）絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。

（６）甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

４．絶縁監視装置の警報発生時の処置

（１）電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流５０mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

（２）乙は、警報発生時の受信の記録を３年間保存するものとします。

５．絶縁監視装置及び機器の撤去

（１）　乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

（２）絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

（３）電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第３項第１号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

６．電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

（１）保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

（２）前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

（３）乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

（４）乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

７．その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表１

点　検　、　測　定　及　び　試　験　の　基　準

電　気　工　作　物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ｹｰﾌﾞﾙ	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
受電設備（一次変電設備）	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験		○※１	○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		トリップ回路の導通試験		○※１		
		絶縁油酸価度試験			○※２	
		絶縁油破壊電圧試験			○※２	
		内部点検			○※２	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ﾋｭｰｽﾞ避雷器、電力用ｺﾝﾃﾞﾝｻ、ﾘｱｸﾄﾙ、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		絶縁油透明度チェック			○※３	
		絶縁油酸価度試験			○※３	
		絶縁油破壊電圧試験			○※３	
		内部点検			○※３	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験			○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 （接地線・保護管）	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
	構造物・配電設備 受電室建物 （キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等）	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	１回／年	○	○	
		液温測定	１回／年	○	○	
		電圧測定	１回／年	○	○	

	電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
負荷設備	電動機，電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※８	○※８	○※８	
		絶縁抵抗測定			○※１,６	
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※５	○※５		
		絶縁監視	○※７	○※７	○※７	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※１	○※１	
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備 と同じ
発電所	ガスタービン及び 付属施設 内燃機関及び付属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電機及び励磁装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置 設置装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		設置抵抗測定			○※４	
	遮断機・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備 と同じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ　電線と他物との離隔距離の適否
ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ　接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定します。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

（３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとします。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施いたします。
ア　低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
イ　接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。
ウ　保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
エ　非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
オ　蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超

えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ｉの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
（10）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検，年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

別表２

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線　区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備（二次変電設備）	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 （キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機，電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注　（１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ　電線と他物との離隔距離の適否
ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ　接地線等の保安装置の取付け状態

所在地・設備容量等一覧表

別表−1

	種別	事業場名称	事業場住所	受電電圧(kV)	設備容量(kVA)	予備発電圧(V)	予備発容量(kVA)	太陽電池・発電所		点検周期			停電点検実施年度	備考
								電圧(V)	容量(kVA)	毎月	隔月	3ヶ月		
1	庁舎	長野労働総合庁舎	長野市中御所1−22−1	6.6	600	220	200	300	20		○		平成25年度	絶縁監視装置取付 太陽電池発電所は6ヶ月に1回の点検周期
2	庁舎	長野公共職業安定所	長野市中御所3−2−3	6.6	275						○		平成23年度	絶縁監視装置取付
3	庁舎	上田労働総合庁舎	上田市天神2−4−70	6.6	125						○		平成24年度	絶縁監視装置取付
4	庁舎	篠ノ井公共職業安定所	長野市篠ノ井布施高田826−1	6.6	125						○		平成25年度	絶縁監視装置取付
5	庁舎	飯山公共職業安定所	飯山市大字飯山字新町裏186−4	6.6	80						○		平成23年度	
6	庁舎	佐久公共職業安定所	佐久市原字北仁田565−1	6.6	105						○		平成25年度	絶縁監視装置取付
7	庁舎	佐久公共職業安定所 小諸出張所	小諸市御幸町2−3−18	6.6	100						○		平成23年度	
8	庁舎	須坂公共職業安定所	須坂市墨坂2−2−17	6.6	100						○		平成24年度	
9	庁舎	松本労働基準監督署	松本市大字島立1696	6.6	150						○		平成23年度	絶縁監視装置取付
10	庁舎	松本公共職業安定所	松本市庄内3−6−21	6.6	175						○		平成24年度	絶縁監視装置取付
11	庁舎	伊那公共職業安定所	伊那市孤島4098−3	6.6	125						○		平成24年度	絶縁監視装置取付
12	庁舎	諏訪公共職業安定所	諏訪市上川3−2503−1	6.6	105						○		平成23年度	絶縁監視装置取付
13	庁舎	諏訪公共職業安定所 岡谷出張所	岡谷市中央町1−8	6.6	100							○	平成23年度	

電力監視システム設置対象庁舎一覧表

庁舎	所在地	電話番号	設置台数		保安管理業務対象	備考
			デマンド監視装置	電力モニター		
長野総合労働庁舎	長野市中御所１－22－１	026－223－0550	1	1	○	
中野労働基準監督署	中野市中央１－２－21	0269－22－2105	1	1		低圧電力
小諸労働基準監督署	小諸市三和１－６－22	0267－22－1760	1	1		低圧電力
長野公共職業安定所	長野市中御所３－２－３	026－228－1300	1	1	○	
上田労働総合庁舎	上田市天神２－４－70	0268－23－8609	1	1	○	
篠ノ井公共職業安定所	長野市篠ノ井布施高田826－１	026－293－8609	1	1	○	
飯山公共職業安定所	飯山市飯山186－４	0269－62－8609	1	1	○	
佐久公共職業安定所	佐久市原565－１	0267－62－8609	1	1	○	
佐久公共職業安定所小諸出張所	小諸市御幸町２－３－18	0267－23－8609	1	1	○	
須坂公共職業安定所	須坂市墨坂２－２－17	026－248－8609	1	1	○	
松本労働基準監督署	松本市大字島立1696	0263－48－5693	1	1	○	
岡谷労働基準監督署	岡谷市神明町３－14－８	0266－22－3454	1	1		低圧電力
伊那労働基準監督署	伊那市中央5033－２	0265－72－6181	1	1		低圧電力
大町労働基準監督署	大町市大町字堀4166－１	0261－22－2001	1	1		低圧電力
松本公共職業安定所	松本市庄内３－６－21	0263－27－0111	1	1	○	
伊那公共職業安定所	伊那市狐島4098－３	0265－73－8609	1	1	○	
木曽福島公共職業安定所	木曽郡木曽町福島5056－１	0264－22－2233	1	1		低圧電力
大町公共職業安定所	大町市大町2715－４	0261－22－0340	1	1		低圧電力
諏訪公共職業安定所	諏訪市上川３－2503－１	0266－58－8609	1	1	○	
諏訪公共職業安定所岡谷出張所	岡谷市中央町１－８－４	0266－23－8609	1	1	○	

別紙５

誓　約　書

当社は下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２．契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
　長野労働局総務部長　殿

平成　　年　　月　　日
所在地
代表者名

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。